事業事前評価表（技術協力プロジェクト）

作成日：平成 21 年 2 月 13 日

担当部・課：　農村開発部 畑作地帯グループ 畑作地帯第一課

1. 案件名

ボリビア国「持続的農村開発のための実施体制整備計画　フェーズ２」プロジェクト

2. 協力概要

(1)プロジェクト目標とアウトプットを中心とした概要の記述

本プロジェクトは、ボリビア国の中でも特に貧困度の高い地域の一つであるチュキサカ県北部地域の渓谷地帯を対象に、住民主体の農村開発事業※1の実施を通じて貧困削減に寄与する。また、その過程を通じて農村開発事業の実施機関である市村や支援機関である県庁および地域の大学の能力向上を図り、それら機関が事業を継続的に実施・支援するための体制を構築する。

(2)協力期間： 5 年間

(3)協力総額（日本側）： 4 億 6 千万円

(4)協力相手先機関：
- チュキサカ県北部地域※2の村役場（以下、市村）
- チュキサカ県北部地域自治体連合
- チュキサカ県庁（以下、県庁）
- サン・フランシスコ・ハビエル大学（以下、大学）
- 農業農村開発環境省

(5)国内協力機関： 農林水産省

(6)プロジェクト対象地域： チュキサカ県北部地域※2（全 9 市村が対象）

(7)裨益対象者及び規模

直接裨益者：
- 対象 9 市村※2における対象 36 集落の住民（約 10,000 人）
- 協力相手先機関の普及員・技術者・大学教員・行政官（約 60 人）

※1 農村開発事業： 本プロジェクトにおいては、自然資源の回復と保全（植林による植生の回復と等高線石積み、浸透溝による土壌の保水性の回復・保全）に重点を置きつつ、農業開発、基礎インフラ整備、代替収入源の創出、保健･教育の改善等の選択肢を提供し、特に各対象集落のニーズに合わせた活動を支援する。なお、農業開発ではジャガイモ、トウモロコシ、小麦の生産性の向上、代替収入源の創出では洋裁グループ等の育成、保健･教育の改善では巡回医療実施及び識字教育等を実施する。

※2 チュキサカ県北部地域：スクレ市農村部、ヤンパラエス村、プレスト村、ポロマ村、タラブコ村、イクラ村、モホコジャ村、スダニェス村、ヨタラ村の 1 市および 8 村からなり、これらの 9 市村が自治体連合を形成している。

3. 協力の必要性・位置付け

(1)現状及び問題点

ボリビア国は南米大陸の中央部に位置する内陸国で、面積 109.9 万 Km2（日本の約 3 倍）、人口 962 万人（2006 年 ECLAC）を有するが、1 人当たり GNI は 1,100 米ドル（2006 年 世銀）と南米で最も貧しい国である。中でも国土の約 9%を占める渓谷地帯に属するチュキサカ県北部地域は、貧困率 92.5%、極貧率 87.8%（2001 年 人口センサス：スクレ市街地を除く）とボリビア国で最も貧困割合が高い地域の一つである。同地域は乾燥した気候帯に属するうえに、渓谷地帯の限られた耕作適地において収奪的な農業が行われてきた結果として、大規模な土壌侵食や水資源の枯渇が起こり、耕作適地の減少や農地の生産性低下を引き起こしている。同地域の住民の多くは自給的な農牧業を営む農民であるため、この農業生産性の低下により、住民の生活は困窮している。

このような状況に技術的な改善策を示すため、日本政府（農林水産省）は1999～2003年までチュキサカ県において「農地・土壌浸食防止対策実証調査」を行い、その成果を農村開発計画の策定及び土壌侵食防止に関する手法として纏めた。同実証調査では土壌保全に係る技術的な指針が示されたが、その成果を用いて住民のニーズに応えた開発事業を推進する体制を確立することが課題として残された。

特に「ボ」国では、国内に炭化水素税を原資とする交付金 （天然ガス資金）等の開発資金があるにも関わらず、適切な開発計画立案・申請・審査手続きやその体制が無いため、それらの開発資金が有効に活用されていないことが問題である。

また、農業技術普及に関しては、1995年から施行された「地方分権化法」によって、国の研究・普及を担当していた公社（IBTA）の機能が県と大学に移管されたが、予算不足と政権交代に伴う行政関係者の交代により行政方針が継続せず、十分な農業技術普及体制の構築が出来ていないことから、技術が「ボ」国に移転されても普及効果が極めて限定的である。

このような背景の下、ボリビア国政府は日本政府に対して農村開発実施体制整備や農村開発事業の実施のための協力を要請したが、事業実施を急ぐことにより体制整備が疎かになることを避けるため、JICAはまず、技術協力プロジェクト「持続的農村開発のための実施体制整備計画（フェーズ１）」(2006～2008年、日本側協力総額1.25億円）により、実施体制の整備を目的とした協力を実施した。同プロジェクトにおいては、4市村の8集落にて住民のニーズを反映した開発計画が策定されるとともに、支援機関である地域の大学で人材が育成され、開発資金源に関する調査がなされた。

こうして農村開発事業の実施に必要な計画や人材育成体制、開発資金情報が整ったことを受け、ボリビア国政府は日本政府に対し、チュキサカ県北部地域の貧困削減を推し進めるための協力を再び要請した。同要請においては、既に農村開発計画を有する4市村（8集落）における農村開発事業の実施に加え、対象をチュキサカ県北部地域全体である9市村（36集落）まで拡大させるとともに、農村開発の計画から実施までのプロセスをボリビア国における「自然資源の回復と保全を軸とした住民主体の農村開発モデル※1」として確立し、事業が持続するために農村開発実施体制を構築することも併せて要望された。

※1農村開発モデル：農民が主体となって農村のニーズに基づき開発計画を作成し、国内資金、ドナーの資金を獲得・活用して、本件プロジェクトが目指す農村総合開発事業（自然資源の回復と保全、農業開発、農村開発）を実施するモデル。なお、農民の活動を支援する県庁、市村、大学に農村開発部署を設置し、条例及び規則に業務を規定することによって持続的な農村開発の支援組織が確立し、農民主体の農村開発がボリビア国内で自立発展的に展開することを目指している。

(2)相手国政府国家政策上の位置付け

2006年1月に発足したモラレス政権は、同年5月に国家開発計画「良き生活（Vivir Bien）のために尊厳と主権を持ち、生産的かつ民主的なボリビア」を発表した。この国家開発計画に基づいて農業農村開発環境省が2007年11月に作成した分野別開発計画「農村・農業・林業の改革」においては、農村の改革のための具体策として7政策10戦略が示された。その政策のひとつは「食料生産様式の効率化および持続性向上」を目的とし、「食料自給体制の強化」および「農村の組織強化を通じた食料生産性の向上」が、この政策の実現に資する戦略として位置付けられた。

本プロジェクトは、農村開発に必要な体制の構築を通じて農村の組織強化に貢献するとともに、自然資源の回復と保全を農村開発の軸とすることにより、農村における持続的な食料生産の可能性を高めることとしており、これらボリビア政府の政策の方向性と合致している。

(3)我が国援助政策との関連、JICA国別事業実施計画上の位置付け（ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑにおける位置付け）

対ボリビア国別事業実施計画においては、①社会開発、②生産性向上支援、③制度・ガバナンスが

援助重点分野として設定され、①および②に資する取り組みとして「小規模農家の貧困削減」プログラムが設けられている。

本プロジェクトは、ボリビア国内で最も貧困度合いの高い地域を対象として、貧困削減を目標とした農村開発に必要な手法および体制を構築することから、同プログラムに位置付けられる。

(4)他ドナーとの関連

チュキサカ県北部地域においては、他ドナーが以下の活動に取り組んでおり、本プロジェクトの連携を図る。

1) UNDP：UNDP は、チュキサカ県他高地、渓谷地で水土保全のプロジェクトに対して、資金援助を実施している。本プロジェクトのフェーズ 1 において、農民のグループが立案した土壌浸食の防止（植林苗の育成費及び等高線石積み、浸透溝）の実施において、炭素水素税（IDH）の開発資金と UNDP の資金を活用した。今後も活用可能な資金となっている。

2) ユニセフ：ユニセフは、チュキサカ県他でトイレ建設の支援を展開しているが、本プロジェクトのフェーズ 1 において、生活改善の一環として、農民グループが立案したトイレの建設において炭素水素税（IDH）の開発資金とユニセフの資金を活用した。今後も活用可能な資金となっている。

4. 協力の枠組み

本プロジェクトは、チュキサカ県北部地域において、集落や、農村開発の実施機関である市村および支援機関である県庁・大学※3 に農村開発事業の中核となる人材※4 を育成し、この人材を中心として集落住民のニーズに沿ったパイロット事業※5 および農村開発事業を実施することにより、貧困削減に向けた住民の能力・生産性の向上や農村生活の改善を図るとともに、農村開発事業の計画から実施までのプロセスを農村開発モデルとして纏める。

また、この農村開発モデルが継続して活用されるために、支援機関の資金調達能力の向上を図るとともに、市村、県庁、大学等の関係機関は、事業の実施・支援業務を定着させ、持続性を担保するために組織の条例、規則等に農村開発部署の設置と業務内容、通常予算配分について明記することを通して農村開発実施体制を構築する。

※3 市村、集落、県庁、大学： 本文中、「市村」はチュキサカ県北部地域の全 9 市村、「集落」は「市村」に属する対象 36 集落、「県庁」はチュキサカ県庁、「大学」はサン・フランシスコ・ハビエル大学を指す。

※4 農村開発事業：自然資源の回復と保全を柱として、農業開発、農村開発を実施する事業。具体的には森林の回復と保全を柱に、ジャガイモ、トウモロコシ、小麦等の農業生産性を向上させ、農道整備等基礎インフラ整備、洋裁等代替収入源創出、巡回医療実施等保健医療改善、識字教育等教育改善を通した農村開発を含む村単位の総合的な開発事業。

※5 パイロット事業： 本プロジェクトでは、農村開発事業の中でも特に集落住民の意識化や組織的な活動の訓練に主眼を置いた比較的小規模な投入による活動を、パイロット事業として区別する。

(1)協力の目標（アウトカム）

1) 協力終了時の達成目標（プロジェクト目標）と指標・目標値

プロジェクト目標: チュキサカ県北部地域における農村開発事業の実施を通じ、農村開発モデルと実施体制が確立される。

【指標 1】農村開発の事業計画から資金申請を含む実施の度合い（資金獲得額と農村開発事業の実施状況）

【指標 2】県庁と大学及び各市村に農村開発担当部署が設置され、農村開発部署の業務内容が条例、規則の中で規定される

注:確立された農村開発モデルを市村、県庁が活用し、自立的に農村開発事業に取り組んでいるかを外部評価者が確認する。

2)協力終了後に達成が期待される目標（上位目標）と指標・目標値

上位目標: チュキサカ県内に農村開発モデルが普及し、小農の生活水準が改善される。

【指標 1】 チュキサカ県の 72 集落以上で農村開発モデルを活用した農村開発事業が実施されている。

【指標 2】 チュキサカ県において農業生産性が向上している。

【指標 3】 チュキサカ県の農村の収入が向上している。

【指標 4】 チュキサカ県の UBN（充足されていない基本的ニーズ数）が減少している。

(2)成果（アウトプット）と活動

成果 1: 集落と市村（実施機関）、県庁と大学（支援機関）に農村開発事業の中核人材が養成される。

活動 1-1 大学教員や技術者が、普及員や集落住民に対して参加型農村開発手法・有用技術等に関する研修を実施する。

活動 1-2 前フェーズで作成した研修教材とカリキュラムを見直し、研修内容を向上させる。

活動 1-3 大学の農村開発センターに域内および国内に提供し得る人材育成システムを整備する。

活動 1-4 ベースライン調査を実施する

【指標 1】 指導者として 10 名の大学教員、6 名の技術者が、実施者として 9 名の普及員、9 名の計画担当者および各集落 8 人の住民リーダーが、それぞれ育成されている。（計 322 名）

【指標 2】 研修結果を反映した研修教材・カリキュラムが整備されている。

【指標 3】大学の農村開発センターにおいて、技術者研修年 1 回、農民研修年 2 回程度実施される。

【指標 4】ベースライン調査結果が整理されている。

成果 2: 集落開発計画に基づいた農村開発事業の実施を通じて、農村開発事業の計画から実施までのプロセスがモデル化される。

活動 2-1 後発 28 集落※6 において集落開発計画を策定する。

活動 2-2 先発 8 集落※6 において農村開発事業を実施（詳細設計・実施・検査）する。

活動 2-3 後発 28 集落において小規模パイロット事業を実施する。

活動 2-4 対象 36 集落での開発事業のプロセスおよび結果を分析し、計画から実施までの最適なプロセスを、農村開発モデルとして纏める。

【指標 1】対象 36 集落が集落開発計画を有する。

【指標 2】対象 36 集落において、集落開発計画に基づいた農村開発事業が実施されている。

【指標 3】農村開発事業の計画から実施までのプロセスが農村開発モデルとして纏められている。

【指標 4】 対象 36 集落において、農村開発の状況が改善している。

※6 本プロジェクトの対象 36 集落のうち、前フェーズから対象としてきた 8 集落を「先発 8 集落」、本プロジェクトで新たに対象とする 28 集落を「後発 28 集落」とする。先発 8 集落に対しては、前フェーズにて既に集落開発計画を策定し、パイロット事業を実施している。

成果 3: 市村、県庁により、農村開発事業実施のための開発資金が調達される。

活動 3-1 フェーズ1で調査された開発資金源のうち、活用可能な資金源に関する資金調達の手続きを明確にする。

活動 3-2 普及員や市村の計画担当者、県の行政官に対して、資金調達に関する研修を実施する。

活動 3-3 小規模雑用水、農道整備等ある程度以上の規模の資金申請について、農業農村開発環境省が、市村及び県庁の申請書類の作成を支援する。

活動 3-4 市村および県庁が、各々の集落の開発計画に沿って事業実施に必要な資金を調達する。

【指標 1】 支援機関が実施すべき資金調達手続きが纏められている。
【指標 2】普及員や市村の計画担当者および県の行政官が各種資金申請手続きを理解している。
【指標 3】市村や県庁が独自予算により対応できず、対応可能な資金源が存在する計画について、適切な申請書類が作成されている。
【指標 4】対象 36 集落において調達された資金が活用されている。

成果 4: 市村(実施機関)、県庁および大学(支援機関)において、農村開発事業の実施・支援体制が構築される。
活動 4-1 実施機関および支援機関に、農村開発事業の計画から実施までを適切に運営・支援するために必要な部署を設け、人員を配置する。
活動 4-2 実施機関および支援機関に、実施体制の存続や活動にかかる恒常的な予算枠を設ける。
【指標 1】市村、県庁、大学に農村開発に携わる部署、人員が配置されている。
【指標 2】同部署の存続および活動に必要な予算措置が講じられている。

成果 5: 農村開発事業が継続的に実施されるように体制が整備される。
活動 5-1 農村開発人材育成が適切かつ継続的に実施されるよう、大学内に部署を設け、業務内容を規定に定める。
活動 5-2 農村開発事業が継続的に実施されるよう、市役所、村役場では市村の規則で、県庁では県の条例等で農村開発担当部署の設置と業務内容について言及する。
【指標 1】大学に人材育成を目的とした農村開発部署が設置され、関連の規則が定められる。
【指標 2】市村、県庁において農村開発事業の計画策定・資金調達・事業実施を支援する部署が設置され、条例等規則が定められる。

(3)投入 (インプット)
1)日本側
- 長期専門家:
  現地リーダー/農村開発、開発制度/参加型開発、業務調整/研修　各 1 名×5 年
- 短期専門家:
  チーフアドバイザー　1 名×1 ヶ月×16 回
  その他技術専門家　1 名×1 ヶ月×10 回
- 供与機材:　車両、小規模ラジオ局機材、OA 機器等
- 本邦・第三国研修
- 在外事業強化費
- 調査団派遣費

2)ボリビア国側
- C/P 人件費 (人材):　普及員、市村の計画担当者、県の行政官、大学教員、農業農村開発環境省行政官、その他協力機関関係者 (チュキサカ県北部地域自治体連合職員、食料安全保障プログラム職員等)
- プロジェクト事務所、圃場等施設
- 機材
- ローカルコスト (研修経費、調査経費、技術書の発行・運用経費、投資経費等)

(4)外部要因 (満たされるべき外部条件)
1)前提条件

● 9 市村役場が、独自の予算で少なくとも各村 1 人の普及員を雇用する。

2) プロジェクト目標達成のための外部条件

● 関係機関の政策が変わらない

● プロジェクトのカウンターパートが大幅には変わらない

3) 上位目標達成のための外部条件

● ボリビアの農村開発に関する国家政策が変わらない

5. 評価 5 項目による評価結果

(1) 妥当性

本プロジェクトは、以下の理由から妥当性は高いと判断できる。

1) プロジェクト目標の妥当性

ボリビア政府が 2006 年に策定した国家開発計画では、農村部の貧困削減が最重要課題として設定されていることから、農村開発事業の計画・実施プロセスをモデルとして纏め、その実施・支援機関の能力や体制を向上させることは、同国が農村部の貧困削減を推し進めるための手段を提供することとなり、目標として妥当である。

2) 対象地域の適切性

チュキサカ県北部地域の集落は、標高 1,000m～4,500m、年間降雨量 400mm～900mm と厳しい自然環境にあり、限られた水資源を利用した傾斜地農業を営んできた。近年、収奪的農業が進められた結果、森林資源の枯渇により土壌劣化・表土流亡が進み、水資源が枯渇しているため農業生産性は著しく低下しており、早急な対応の必要がある。

3) ターゲットグループの適切性

チュキサカ県北部地域は、識字率は 60%以下、貧困率は 90%を越え、人間開発指数はスクレ市を除いて 0.5 以下であり、同国の中で最も貧困度が高い地域であることから、ターゲットグループを同地域の住民に設定していることは、貧困削減の観点から妥当である。

4) 協力相手先機関の適切性

協力相手先機関であるチュキサカ県北部の 9 市村、チュキサカ県庁、サン・フランシスコ・ハビエル大学は、当該地域で農村開発に携わる主要機関であり、市村は集落のニーズの取り纏めと農村開発事業の実施、県庁は開発資金の調達と技術支援、大学は技術支援と人材育成と、本来の機能に合わせた役割分担を行うことにより、効率的な連携関係が構築できる。

また農業農村開発環境省は、国が取り扱う規模のやや大きな予算申請に関連して、市村や県が準備する申請書類の作成を支援する。

(2) 有効性

第 1 フェーズの先発 4 集落では、国内開発資金（炭素水素税由来）と UNDP、ユニセフといったドナーの資金を活用して、98 の活動が既に実施され、具体的な開発モデルが確立されており、今般のプロジェクトで農村開発体制の定着を目指す本プロジェクトは、有効性が高いと予測される。

なお、具体的な有効性は個別の農村開発の実施状況を確認することで確認できる。

1) プロジェクト目標達成の見込み

ボリビアの農村開発においては、国内外の開発資金が存在するにもかかわらず、地域の関係機関にこれを活用した事業を展開するための、手法・能力が不足していることがボトルネックとなっている。本プロジェクトにより地域の関係機関に事業の計画から資金調達、実施までの手法が提供され、事業の実施体制が定着するよう市村、県、大学に農村開発部署を設置し、業務内容を条例、規則等に規定することにより、このボトルネックが解消される見通しである。

2) 成果の有効性

農村開発事業の実施のためには、①人材、②計画・実施プロセス、③開発資金と、それらを活用し事業を運営する④実施体制が必要である。また、政権交代等による人員交代を経ても農村開発事業実施体制が継続するためには、⑤制度化（市村の行政組織、県庁が市村、県の条例等で農村開発担当部署の設置と業務内容について言及）することが必要である。本プロジェクトにおいては、これら5つの成果を設定し、これらを達成することにより、プロジェクト目標が達成される。

3）手法の有効性

本プロジェクトは、これまでに整備された人材育成システム、開発計画、開発資金情報や土壌浸食防止技術を用いて農村開発事業を実施する。この農村開発事業の成果を協力相手先機関に認知させつつ体制や制度の構築を進めることにより、先方機関の主体的な取り組みが持続的でより確実となる。

(3)効率性

本プロジェクトは、以下の理由から効率的な実施が見込める。

1）実施プロセスの効率性

本プロジェクトでは、34名の技術者と288名の農民リーダー計322名を育成し、これらの関係者を通して対象9市村1万人に普及することから、移転された技術が十分に多くの住人に広がることとなり効率的である。他方、ボリビア国内の既存の人材・資金・体制を活用・強化して農村開発事業を実施していくことから、必要な投入を日本側のリソースに頼る部分が少ない。このことは、プロジェクトの費用対効果を高めるとともに、プロジェクト終了後のボリビア側独自による活動への移行を容易にすると考えられ、効率性の高いアプローチであるといえる。

2）既存の人的リソースの活用

協力相手先機関の中には、土壌浸食防止技術の実証調査や前フェーズに関わり、土壌浸食防止技術や参加型計画策定手法を使った経験を持つ人材が居る。これらの人材の継続的なプロジェクト参加を得ることにより、より効率的なプロジェクトの目標達成が見込まれる。

(4)インパクト

本プロジェクトのインパクトは以下のように予測できる。

1）上位目標の達成

本プロジェクトは住民のニーズに沿った農村開発事業を実施することにより、対象地域における小農の生活水準の改善に直接的に働きかけることを通して上位目標を達成できる。

また事業の計画から実施までのプロセスをモデル化するとともに、その継続的な運用に必要な体制、制度を構築することから、プロジェクト終了後の現地関係者による主体的な事業実施の継続や、その結果としての上位目標の達成が見込まれる。

2）対象地域内外への波及

農村開発事業の計画から実施までのプロセスが農村開発モデルとして取り纏められることにより、プロジェクト終了後にボリビア側関係機関が対象地域の他の集落や、対象地域外において農村開発事業を展開する際に、本プロジェクトの成果を活かすことができる。

また、このような波及効果が発現するためには、制度の構築が重要であることから、すべての関係機関が協力して制度化に取り組むことが望まれる。

3）環境への正のインパクト

本プロジェクトでは「自然資源の回復と保全」を農村開発の柱のひとつとし、等高線石積み、浸透溝の設置と植林を同時に推進することにより、土壌流亡を抑制しつつ、土壌肥沃度と保水性を向上させることとなり、植生（自然資源）の回復と自然資源の保全に同時に寄与し、環境への正のインパクトが期待できる。

(5)自立発展性

本プロジェクトは第１フェーズで既に開発資金が確保され、具体的な農村開発活動を実施していること、本フェーズで農村開発の実施体制を定着させる活動を追加していることから、その自立発展性は高いものと予測できる。

1) 政策・制度面

対象地域の農村における貧困問題は深刻であり、その対策は常に中央政府や地方行政の優先課題となっている。従って、政策の持続性は高い。

ただし、政権交代の影響などにより、中央政府や地方自治体の取り組みが継続性を欠く面もある。故に、本プロジェクトでは市村の行政組織、県庁が市村、県の条例等の中で農村開発担当部署の設置と業務内容について言及する取り組みを行なうことで、政策・制度面での持続性が向上する。

2) 組織・財政面

本プロジェクトは、当該地域の農村開発に関わる主要機関すべての参加を得て、組織間の適切な役割分担と協働に配慮して活動を実施し、最終的には市村・県の条例、大学の規則等で県庁、市村、大学の連携についてそれぞれ言及し、連携体制を構築する。この連携体制は、ボリビア側による自立発展の基盤となると見込まれる。

財政面では、炭化水素税(IDH)が開発資金として協力相手先機関に分配されていることから、小額の事業は独力により継続可能であり、本プロジェクトが他の資金源からの資金調達を訓練することによって、規模の大きな農村開発事業の継続可能性も向上する。

6. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮

(1)貧困

特になし

(2)ジェンダー

対象地域の先住民女性は、家事、家畜の世話、生産物の販売などで非常に多忙である一方、教育を受ける機会は少なく、集落における発言権も少ない。前フェーズにおいては、こういった女性達をグループ化して洋裁活動を導入するなどの取り組みを行った結果、集会における女性の発言権が増加するなどの活性化がみられた。本プロジェクトでは同様の取り組みを継続するとともに、女性の負担が一方的に増加しないよう、毎年の業務の見直し、中間レビューで女性の負担状況を確認し、必要に応じて対策を講じるよう十分な配慮を行う。

(3)環境

特になし

7. 過去の類似案件からの教訓の活用

(1)コンセプトの共有

スリ・ランカの研究協力「参加型農村開発方法の確立」においては、「ソフト型の協力案件の場合、出来るだけ早い段階において、関係者間でプロジェクトの概念的基本枠組みの共有化を図ることが不可欠」という教訓が見出され、ガーナ「灌漑小規模農業振興計画」においては、「システム、モデルのような概念的な言葉でプロジェクト目標などを設定する場合は、具体的な活動に係るコンセンサスを関係者間でしっかりと得る必要がある。」という教訓が見出されている。

本プロジェクトは農村開発モデルの確立や実施体制･制度の定着を目指すが、農村開発事業のあるべき姿や目指すべき実施体制など、早期から関係者の意識が統一されるよう配慮する。

(2)自立発展性の確保

本プロジェクト終了後に、自然資源の回復と保全を軸とした農村開発が継続されるためには、住民が自然資源の重要性や主体性の大切さを十分に理解している必要がある。 前フェーズでは、先住民の言語を使える普及員が水土資源保全や自立的な開発の重要性についてよく説明したことが、住民の中長期的な課題解決意識の向上に繋がるという結果が見出されたことから、本プロジェクトにおいても同様の手順に沿って活動を進める。 またフィリピン「セブ州地方部活性化プロジェクト」においては、活動をフェーズ分けして徐々にイニシアティブをカウンターパート（C/P）に委譲することにより、C/P のオーナーシップや地方開発メカニズムの継続性を向上させることができた。本プロジェクトにおいても、自立発展性の確保に向け、C/P へのイニシアティブの委譲を段階的かつ戦略的に行う。
9. 今後の評価計画 2009 年 7 月頃　運営指導調査（計画打合せ）　2011 年 7 月頃　中間レビュー 2013 年 7 月頃　終了時評価　2016 年 1 月頃　事後評価